

# 海戦ニ於ケル捕獲權行使ノ制限ニ關ス ル約定

署名 一九〇七年一月一八日 (一月一)

日本國 一九一一年一月一日  
(二年一月六日批准、二月一三日批准  
書寄託、二年一月三日公布、条約一  
号)

当事國 四一  
(二年一月六日批准、二月一三日批准  
書寄託、二年一月三日公布、条約一  
号)

便船ニ對シ般立商船ニ關スル海戦ノ法規慣例ノ通用ヲ爲ス。但シ、艦艦搜索ハ、成ルヘク寛大且迅速ニ必  
要アル場合ニ限リテ行フコトヲ要ス。

第三条 [漁船] 専ラ沿海漁業又ハ地方の小航海上用キラル船ハ、

其ノ漁獵具、船具及接物ト共ニ捕獲ヲ免除ス。

右免除ハ、該船カ如何ナル方法依ラル間ハス、敵対行為ニ加  
ルトキヨリ、其ノ使用ナキモノトス。

第四条 [宗教上等の任務を擔ぐる船舶] 宗教、學術又、博愛ノ任  
務ヲ帶フル船舶モ、亦捕獲ヲ免除セラルモノトス。

第五章 [交戦者ノ捕獲シタル敵商船ノ乗員ノ取扱] 取扱  
際海兩國ニ對スル法ノ平衡ナル適用ヲ過去ニ於ケルヨリモ一層  
確保スルノ必要ヲ認メ、右ノ目的ヲ達スルニハ、區区ニ出テタル  
從米ノ種々慣行ヲ共ニ利益ニ為す拡張並海事上ニ於ケル敵對行為ニ  
及ぶ無害の作業ニ對シテ与フヘキ保護並海事上ニ於ケル敵對行為ニ  
關シテ共通ノ規則ノ制定ヲ企ツル所適當ナルコト、及今日迄論争  
ノ為不順ノ状態ニ置カレハ、諸國政府ノ專断ニ委セラレタル原則  
ヲ書面ヲ以テ示すル所相當ノ約定ニ由リ確定スルノ特約ト、及  
現行法ニ抵触スルコトナクシテ其ノ規定セサル事項ニ關シ今既  
若干ノ規則ヲ設ケ得ルコトヲ認メ各左ノ全権委員ヲ任命セリ。  
(金権實名略)

因テ各全権委員ハ、其ノ良好妥當ナリト認メラレタル委任状ヲ寄  
託シタル後、左ノ条項ヲ規定セリ。

## 第一章 郵便信書

第一条 [郵便信書の不可侵] 海上ニ於テ立船又ハ敵船内ニ在  
立者又ハ交戦者ノ郵便信書ハ、其ノ性質ノ公私ヲ問ハス、不  
可侵トス。船舶ノ拿捕アリタルトキハ、右信書ハ、捕獲者ニ於  
テ為シ得ル限速ニ之ヲ發送スヘン。  
前項規定ハ、封鎖反対の場合ニ于テ、封鎖港ニ宛テ又ハ封鎖  
港ヨリ來リタル信書ニ之ヲ適用セス。

## 第二章 郵便信書の不可侵

在ル

右信書ハ、  
捕獲者ニ於

第三条 [総加入条項] 本約約ノ規定ハ、交戦國カ悉ク本条約  
当事者ナルトキニ限、締約國間ニミノヲ適用ス。

第一〇条 [批准] 本条約ハ、成ルヘク速ニ批准スヘシ。

批准書ハ、海牙ニ寄託ス。  
第一回ノ批准書寄託ハ、之ニ加リタル諸國ノ代表者及和蘭国外

務大臣ノ署名シタル調書ヲ以テ之ヲ証ス。  
爾後ノ批准書寄託ハ、和蘭國政府ニ宛テ、且批准書ヲ添附シテ  
通告書ヲ以テ之ヲ爲ス。

第二回ノ批准書寄託ハ、和蘭國政府ニ外、海上上級官員ヲ以テ直  
ニ之ヲ回印和合及議會招請セシタル諸國本全権ノ代表者  
ハ併入其間ニ交付スシ、前項二回タル場合於テハ、和蘭  
國政府ハ、同時ニ通告書ヲ接受シタルヨリ通知スルモノトス。

第一條 [非加盟國] 記名國ニ非サル諸國ハ、本条約ニ加盟スル  
コトヲ得。

加盟セムヲ欲スル國ハ、書面ヲ以テ其ノ意思と和蘭國政府ニ通  
告シ、且加盟費ヲ送付シ之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ寄託スヘシ。

和蘭國政府ハ、直ニ通告書及加盟費(認證證本ヲ爾余ニ諸國ニ  
送付)ノ左に記載セサリ。接続シタルヨリ通知スヘン。

第二條 [効力の発生] 本条約ハ、第一回ノ批准書寄託ニカリタ  
ル諸國ニ對スヘ、其ノ寄託ノ調書ノ日附ヨリ六日後、後又  
其ノ後ニ批准シ又、加盟スル諸國ニ對シテハ、和蘭國政府が右  
批准又ハ加盟ノ通告ヲ接受シタルヨリ六十日後、其ノ効  
力生スルモノトス。

第三條 [廢棄] 締約國ニ本条約ヲ廢棄セム、欲スルモノアルト  
キハ、書面ヲ以テ其ノ意思と和蘭國政府ニ通告スヘシ、且右通告書  
ヲ接受シタルヨリ通知スヘン。

第六条 [外船] 前三条ノ規定ハ、第六条ニ掲タル条件ヲ以テ俘虜トス  
ノ交戦者ニ通告スヘシ。後者ハ、故意ニ前記ノ者ヲ使用スルコ  
トヲ得シタル後、左ノ条項ヲ規定セリ。

第七条 [氏名の通告] 捕獲ヲ為シタル交戦者ハ、第五条第一項及  
第六条ニ掲タル条件ヲ以テ俘虜トスガサリシノ者ノ氏名ヲ他方  
ノ交戦者ニ通告スヘシ。後者ハ、故意ニ前記ノ者ヲ使用スルコ  
トヲ得シタル後、左ノ条項ヲ規定セリ。

第八条 [除外船] 前三条ノ規定ハ、敵対行為ニ加リタル船舶ニ  
之ヲ適用セサルモノトス。

第九条 [総加入条項] 本約約ノ規定ハ、交戦國カ悉ク本条約  
当事者ナルトキニ限、締約國間ニミノヲ適用ス。

第一〇条 [批准] 本条約ハ、成ルヘク速ニ批准スヘシ。

批准書ハ、海牙ニ寄託ス。  
第一回ノ批准書寄託ハ、之ニ加リタル諸國ノ代表者及和蘭國外

務大臣ノ署名シタル調書ヲ以テ之ヲ証ス。  
和蘭國政府ノ署名シタル調書ヲ以テ之ヲ証ス。  
右証拠シテ、各全権委員本条約ニ署名ス。  
(全権實名他略)

第一回ノ批准書寄託ハ、之ニ加リタル諸國ノ代表者及和蘭國外

